

倉吉市上下水道局告示第 29 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、都市計画を変更するため、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、都市計画案は、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

都市計画案について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに倉吉市長に意見書を提出することができる。

令和 4 年 12 月 28 日

倉吉市長 広田 一恭

1 都市計画の種類及び名称

種類 倉吉都市計画下水道

名称 倉吉市公共下水道

2 都市計画を定める土地の区域

変更する区域

国府、福守町、不入岡

3 都市計画案の縦覧場所

倉吉市上下水道局（倉吉市役所本庁舎）

4 縦覧期間

令和 4 年 12 月 28 日から令和 5 年 1 月 11 日まで

（倉吉市の休日を定める条例（平成元年 3 月 10 日条例第 2 号）第 2 条に規定する市の休日を除く。）